

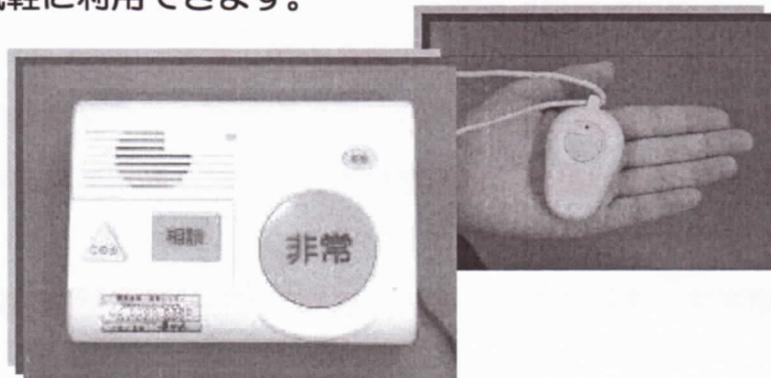
緊急通報システム(ホットラインきずな)利用のご案内

★ 緊急通報サービス ★

緊急対応が必要な疾病のある方が、急病など緊急を要する時に緊急通報装置の非常ボタンやペンダントのボタンを押すと消防本部に通報がされて、必要に応じて救急車やご近所の協力員が利用者の自宅へ駆けつけます。

★ 健康相談サービス ★

相談ボタンを押すと看護師等に電話がつながり、健康に関する相談などが、24時間いつでも気軽に利用できます。



《 利用できる方 》

日常生活を営む上で常時注意が必要な疾病等がある方で・・・

- ◎ 65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上のみの世帯の方
- ◎ ひとり暮らしの重度の身体障害者（1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方）、重度の身体障害者（同上）のみの世帯の方

⇒ 合鍵を預かっただけのお近くにお住まいの協力員（1～2人）の登録が必要。

緊急通報した時、必要に応じて消防本部から「協力員」の方に連絡しますので、協力員は合鍵を持って利用者宅へ駆けつけて、状況確認などをお願いします。協力員が見つからない場合はご相談ください。（市委託業者の鍵預りも可能）

《 費用 》

無料。市委託業者に合鍵を預けられた場合、市民税課税世帯の方は年度1,000円の負担があります。なお、緊急通報した時などの電話通話料はご利用者負担です。

《 その他 》

緊急通報装置設置にあたっては、ご自宅の固定電話回線がNTTのアナログ回線で、インターネットと共有していないことが必要です。他社・ケーブルネット回線等も利用できません。

お問い合わせ・お申込み

豊中市 健康福祉部 高齢者支援課 ☎06-6858-2856
豊中市 健康福祉部 障害福祉課 ☎06-6858-2232

緊急通報システムの概要

- ① 利用者宅に電話回線を利用して設置された緊急通報装置本体の「非常ボタン」、又はペンダント型の無線発信機の「発信ボタン」を押せば、消防本部へ自動的に緊急通報されます。
- ② 消防本部の指令室で緊急通報を受けつけ、指令室から容体等を問いかけます。
- ③ 救急要請を確認できた場合、または応対がない場合等は、消防本部の指令室より、すぐさま直近の消防署・出張所に救急指令を出します。
(間違っって押した場合等の確認ができた時は、救急出動しません)
- ④ 指令を受けた救急隊は、すぐに救急出動します。
- ⑤ 救急指令後、必要に応じて、協力員及び鍵預かり委託業者に電話連絡します。
- ⑥ 連絡を受けた協力員及び鍵預かり委託業者に、利用者宅の鍵をもって利用者宅へ駆けつけていただきます。
- ⑦ 救急搬送後、市役所の高齢者支援課や障害福祉課に搬送記録を報告します。

【イメージ図】

